

平成22年6月施行

大阪府 中小企業振興基本条例

平成28年度おすすめ支援策のご案内



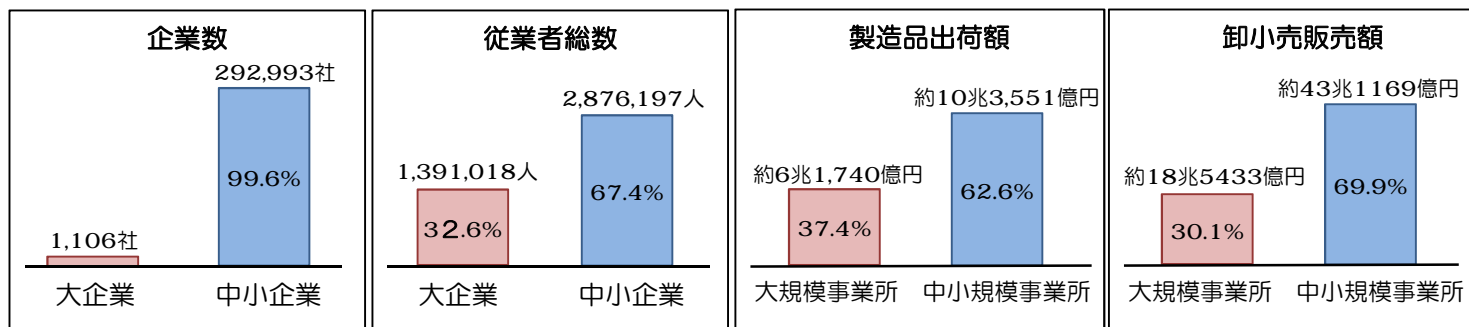
大阪府では、平成22年6月に大阪府中小企業振興基本条例を施行致しました。

この条例は、中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としています。

大阪府の平成28年度おすすめ支援策は中をご覧ください



大阪の中小企業は、大阪経済活性化の担い手として重要な役割を果たしています



大阪府には約30万社の中小企業が立地しており、従業者総数は約290万人になります。府内企業における中小企業が占める割合は、企業数では99.6%、従業者総数では67.4%です。(※1)

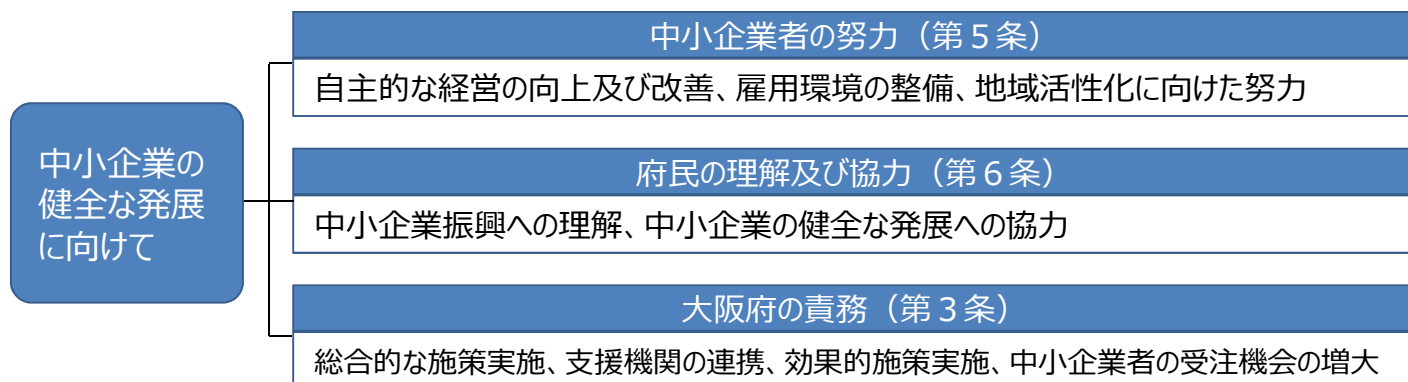
また、製造品出荷額では62.6%、卸小売販売額では69.9%を中小規模事業所が占めています。(※2)

(※1) 中小企業庁『中小企業白書 2016年版』より引用

(※2) 大阪府『平成26年大阪の工業(工業統計調査結果表)』及び『大阪の商業-平成19年商業統計調査結果確報-』より作成。
製造品出荷額については従業者数4~299人の事業所を中小規模事業所、従業者数300人以上の事業所を大規模事業所、卸小売販売額については従業者数99人以下を中小規模事業所、100人以上の事業所を大規模事業所とした。

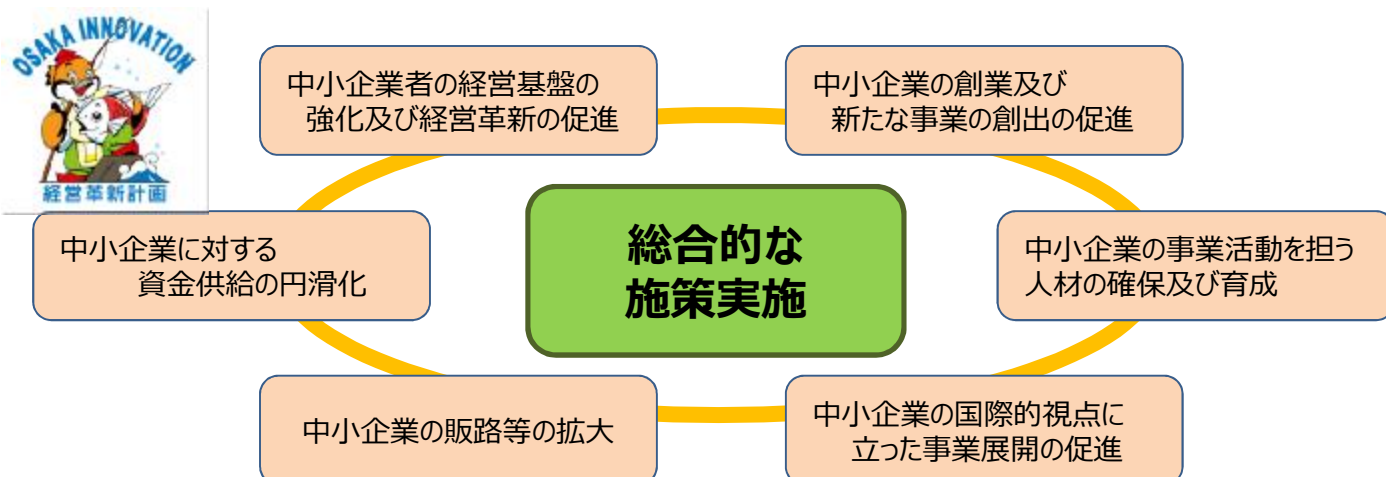
大阪府中小企業振興基本条例のポイント

ポイント1 中小企業者、府民、大阪府それぞれの役割等について定められています(第3条、第5条、第6条)



ポイント2 6つの基本方針に沿って施策を総合的に展開しています(第4条)

大阪府では、中小企業者の創意工夫と自主的な努力を尊重し、次に掲げる6つの基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施しています。



平成28年度 大阪府のおすすめ支援策のご紹介 〈お問合せ先は裏面参照〉

大阪府では、経営基盤の強化、新たな事業の創出の促進、資金供給の円滑化、人材の確保・育成、販路等の拡大、国際的視点に立った事業展開など、様々な支援策を用意し、頑張る中小企業の皆様を全力でバックアップしてまいります。

経営に関するご相談

① 経営のお悩み…ありませんか？ 小規模事業経営支援事業

まずは
電話！

- ◆何とか顧客を増やしたい！ ⇒販路開拓支援
 - ◆経営の方向付けをしたい！ ⇒事業計画作成支援
 - ◆新たに事業をはじめたい！ ⇒創業支援
 - ◆帳簿のつけ方をマスターしたい！ ⇒記帳支援
 - ◆人事労務のアドバイスが欲しい！ ⇒労務・人材育成支援
- まずは、最寄りの商工会・商工会議所にお電話を！！

27年度実績 経営相談(カルテ化)事業者数 13,348件

② あなたの起業を、応援します！ 大阪起業家スタートアップ

オール
大阪

府内の官民の創業支援機関と連携し、ビジネスプランコンテスト等を通じた有望な創業者の発掘、受賞者への目標達成型の補助金の支給およびビジネスプランの段階から成長過程までの一貫したハンズオン支援を組み合わせて実施することにより、創業者の着実な成長を支援します。

27年度実績 推薦機関からの推薦ビジネスプラン61件、うち受賞10件

④ 潜在的ニーズをビジネスに！ 新事業創造プラットフォーム事業

新事業
創出

日常の中で感じる気づきや課題をもとに、未来のビジネスアイデアを作り、企業が持つノウハウや人材と掛け合わせて、新しいビジネスを創出する事業です。新事業創出に意欲的な企業等を対象にワークショップ等を開催し、消費者の潜在的ニーズを充たす商品・サービスの開発を支援します。

27年度実績

・ワークショップの開催	16回
・事業化に向け支援中	10件

③ 頑張る中小企業を応援！ チャレンジ応援資金

資金
支援

〈金融機関提案型〉〈設備投資応援融資〉
成長支援、ものづくり支援、地域医療・介護支援など、金融機関からの提案による多彩な融資メニューを用意しています。また、平成26年度から長期固定の低金利で設備投資を応援する融資メニューを創設しています。※その他、開業者向け融資や小規模企業者向け融資、セーフティネット系融資などの融資メニューを用意しています。

27年度実績 制度融資全体の融資実績 2,842億円

⑥ 技術課題の解決をサポート 府立産技研

満足度
95%!



受託研究・共同研究のほか、各種試験・クレーム原因分析など様々な技術課題の解決を、専門の研究者がお手伝いします。また、設備・機器もご利用いただけます。まずはご相談ください。(他府県事業者の方も歓迎)

27年度実績

- ・技術相談 72,475件 (うち来所相談16,988件)
- ・依頼試験、機器開放 16,534件
- ・受託研究 196件

⑤ ものづくりビジネス環境NO.1へ！

ワン
ストップ



- ◆コーディネーターや金融機関ネットワークによる発注・加工先の紹介〈ものづくりB2Bネットワーク〉
- ◆大学・高専への相談・連携 ◆知的財産に関する相談
- ◆常設展示場による自社製品・技術のPR
- ◆週1～2回、MOBIO-Cafe (セミナー & 交流会(実費)) 開催
- ◆消費財の発掘「大阪製」・商品開発支援「大阪商品計画」 等

「EGおおさか」に取り組んでいます！
大阪府では、エコノミック・ガーデニング (EG) の理念を掲げ、「変革と挑戦」に取り組む地域企業を発掘し、育てるために最適なビジネス環境づくりを「EGおおさか」として産学公民金で広く共有する取り組みを進め、ものづくりビジネス環境ナンバーワンをめざします。

27年度実績

- ・MOBIO-Cafe・Forum参加者 2,717名
- ・ワンストップ相談 5,362件
- ・B2Bネットワークへの依頼 334件

⑦ 海外ビジネス展開をサポート 大阪ビジネスサポートデスク

フィリピンに
新設



アジアを中心に北米・欧州計9拠点の貿易投資調査から現地代理店・取引先のリストアップ、出張の随行まで企業の海外ビジネス展開をサポートします(有料)。

27年度実績 府内企業からの相談62件

人材に関するご相談

⑧ 従業員の採用・育成に！ 高等職業技術専門校

紹介
無料

- ◇建築・設備系、機械・金属系、制御系、整備系、事務系、営業販売系など多様な分野で専門人材を育成しています。
- ◇求人のご相談は各高等職業技術専門校へ！
- ◇相談、求人、紹介は全て無料
- ◇企業等従業員のスキルアップ講座「テクノ講座」も実施中！(有料)

27年度実績

- ・求職者対象の訓練受講者数 1,087人
- ・企業等従業員対象の訓練受講者数 1,287人

⑨ 人材採用、定着をサポート！ 〈OSAKAしごとフィールド〉 〈大阪府プロフェッショナル人材戦略拠点〉

好評!

OSAKAしごとフィールドでは、中小企業の人材の採用から定着まで、トータルな支援を実施しています。人材の採用等に関するセミナーも実施中！また、大阪府プロフェッショナル人材戦略拠点では、企業の成長戦略を実現できるプロフェッショナル人材の確保をサポートしています。

27年度実績

- ・就職者数 8,045人*
- ・累計登録企業数 5,320社
- *プロフェッショナル人材戦略拠点での就職者を含む

大阪府中小企業振興基本条例

平成二十二年六月十五日
大阪府条例第五十七号

大阪はこれまで、「商いのまち」、「ものづくりのまち」としてわが国の経済を支え、革新的な企業家を多数輩出するとともに、特色のある文化を生みだしてきた。近世以降の大阪商人の魂と進取の気風は、自由な風土とたくましい企業家精神を育むとともに、全国に誇る集積を有するものづくり企業へも受け継がれ、中小企業の街・大阪の礎となっている。

大阪の中小企業は、大阪府民の「暮らし」を支え、大阪経済活性化の担い手として重要な役割を果たしているのである。府民生活を豊かにしていくためには、地域経済の根幹を担っている中小企業の成長発展が不可欠であるが、近年、中小企業を取り巻く環境は極めて厳しくなっている。このような中、中小企業自身が切磋琢磨し、自立的で質の高い企業づくりを進めることを基本に、経済的、社会的な環境の変化に応じて新たなビジネスモデルの創出やものづくり基盤技術の向上に取り組むことのできる環境づくりに努めていかなければならない。

ここに、中小企業の振興を府政の重要課題として位置づけ、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項各号に掲げる者で、府内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(府の責務)

第三条 府は、中小企業者の創意工夫と自主的な努力を尊重し、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する。

2 府は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たり、国、他の地方公共団体、大学、金融機関及び中小企業に関する団体その他の関係機関等との連携に努めるものとする。

3 府は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を検証した上で、より効果的な施策の実施に努めるものとする。

4 府は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(基本方針)

第四条 府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

一 中小企業者の経営基盤の強化及び経営革新の促進

二 中小企業の創業及び新たな事業の創出の促進

三 中小企業に対する資金供給の円滑化

四 中小企業の事業活動を担う人材の確保及び育成

五 中小企業の販路等の拡大

六 中小企業の国際的視点に立った事業展開の促進

(中小企業者の努力)

第五条 中小企業者は、経済的、社会的な環境変化に応じて、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。

2 中小企業者は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の実施その他雇用環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業者は、その事業活動を通じて地域の活性化に資するように努めるものとする。

(府民の理解及び協力)

第六条 府民は、中小企業の振興が大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市町村に対する支援)

第七条 府は、市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第八条 府は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<お問合せ>

大阪府商工労働部商工労働総務課 〒559-8555大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎25階 ☎06-6210-9479

(おすすめ支援策に関すること)

①経営支援課	☎06-6210-9490	②④商業・サービス産業課	☎06-6210-9493
③金融課	☎06-6210-9508	⑥(地独)大阪府立産業技術総合研究所	☎0725-51-2525
⑤ものづくり支援課	☎06-6748-1050	⑦立地・成長支援課	☎06-6210-9502
⑧人材育成課	☎06-6210-9532	⑨OSAKAしごとフィールド	☎06-6910-3765
		⑨大阪府プロフェッショナル人材戦略拠点	☎06-6910-8311



大阪府 つなぐ

検索

<http://tsunagu.tri-osaka.jp/>

平成28年6月作成